



感染拡大防止のための徹底事項について

日頃から本校の教育活動にご協力いただき、感謝申し上げます。

福岡県も明日12日から、緊急事態宣言が適用されます。本市においても、感染拡大の傾向が見られます。つきましては、改めて、いくつかの点について、お知らせ・お願いをさせていただきます。「感染拡大防止のための留意事項等について（本プリント）」の内容は、安全安心な学校生活の維持にあたっての本校の取組となります。

これまでも、これらの取組等に関し、保護者の皆様方をお願いをし、あらゆる面において、たくさんのご協力をいただいていることに、心より感謝いたします。今後、ますます、感染拡大防止のために、積極的なお力添えをいただきますこと、よろしくお願いいたします。

記

保護者の皆様へのお願い ☞ 特にご留意いただきたいこと

- 【登校にあたっての確認☞健康チェックリスト表の点検と健康観察】
 - ① **発熱等の風邪の症状がある場合☞登校せず**、受診の上、自宅で休養することにご協力ください。また、**同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校をひかえるように**しててください。この場合は、出席停止の措置を取ります。
 - ② 登校時の健康状態の把握☞登校時、子どもの検温結果及び健康状態を把握します。
 - ③ **登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合☞発熱等の風邪の症状がみられる場合には**、保護者にご連絡をします。お子様の迎えをお願いします。その後、症状がなくなるまでは、受診、自宅休養等をお願いします。
- 【手洗いの徹底】…感染予防の第一は、徹底した手洗いです。従いまして、学校では、手洗いに努めます。あらゆる場面で励行しますので、**今後も、毎日、清潔なハンカチをもたせて**ください。
- 【マスクの着用】…必ず、お子様にマスクを着用させるようにお願いします。これまでも、子ども達は、マスクを着用し、咳エチケット等を守るように努めています。但し、活動によっては、マスクを外すことがありますので、**マスクを入れるためのビニル袋を毎日、持たせて**ください。
また、落としたり、汚れたりした時のために、**ランドセルに予備のマスク（ビニルに入れたマスク）を入れて**おいてください。
万一、マスクを忘れた場合は、直ちに、保護者にご連絡をいたします。学校に届けていただくこととなります。
- 【学習活動・給食等の行い方の工夫】…授業・給食については、形態や行い方を工夫しながら行っています。活動内容に適した準備等、その都度、願いをしていくこととなります。
- 【お迎えのお願い】…学校で検温した場合や登校後に発熱等した場合は、迎えのお願いのご連絡をいたします。できるだけ、早い時間で、迎えに来ていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等の扱いの整理について

対象者		出席停止等の取扱い
感染者		出席停止
濃厚接触者	児童生徒（本人）	出席停止 ※検査結果が陰性でも 14 日間は登校不可
	同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※同居家族の検査結果が陰性であれば登校可
健康観察対象者 ・PCR検査を受ける場合は右記のとおり ・PCR検査の予定がない場合は「※1」	児童生徒（本人）	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状等がなければ登校可
	同居家族	校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※検査結果が陰性であれば登校可
風邪症状があり PCR検査を受ける	児童生徒（本人）	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可
	同居家族	出席停止 ※検査結果が陰性であり、 風邪症状がなくなれば、 登校可
上記以外で 入院・手術のために PCR検査を受ける	児童生徒（本人）	登校可 ※主治医の指示に従うもの
	同居家族	登校可
発熱等の風邪の症状 がみられるとき	児童生徒（本人）	出席停止 ※風邪症状がなくなれば、登校可
	同居家族	出席停止 ※風邪症状がなくなれば、登校可
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等 や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席（※個別に判断）		校長が出席しなくてもよいと認めた日
何ら症状等がない児童生徒が「感染したくない」との理由で欠席する場合		校長が出席しなくてもよいと認めた日

※1 登校可能であるが、健康観察期間中に発熱等の体調不良がみられる場合には保健所への連絡が必要とされている。そのため、健康状態に不安がある等から欠席の相談がある場合には、保護者に十分状態を聞き取った上で、欠席することが相当と判断される場合には「出席停止」の措置を取ることが可能である。

○出席停止は、学校保健法第19条に基づく「出席停止」。

○「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とする。

○上記については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合がある。